

第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和2年11月30日（月）午後2時30分から同4時30分まで

場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階301教室

〒600-8533 京都府京都市下京区中堂寺命婦町1-10

TEL：075-414-5840 FAX：075-414-5837

会議次第

1 開 会

2 決定事項

(1) 委員長の選出について

3 説明事項

(1) 京都府いじめ防止対策推進委員会について

(2) 令和元年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の
諸課題に関する調査結果について

(3) 令和2年度第1回京都府いじめ調査結果について

4 そ の 他

5 閉 会

いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

京都府附属機関設置条例（昭和 28 年条例第 4 号）・抄

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第 2 条 この条例に定めるものの外、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

別表（第 1 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
教育委員会	<u>京都府いじめ防止対策推進委員会</u>	いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定するいじめの防止等のための対策について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務及び同法第 28 条第 1 項の規定による調査に関する事務

京都府いじめ防止対策推進委員会規則（平成 26 年教育委員会規則第 5 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和 28 年京都府条例第 4 号）第 2 条の規定により、京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験を有する者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

京都府いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月決定(平成 30 年 4 月改定) 京都府）・抄

第 2 いじめの防止等のための京都府の対応

1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

(2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置

府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会(以下「いじめ対策委員会」という。)」を設置する。

＜いじめ対策委員会の役割＞

- ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。
- イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第 24 条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- エ 府立学校における法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関し、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。
- カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

京都府附属機関設置条例（昭和 28 年条例第 4 号）・抄

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第 2 条 この条例に定めるものの外、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

別表（第 1 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
教育委員会	<u>京都府いじめ防止対策推進委員会</u>	いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定するいじめの防止等のための対策について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務及び同法第 28 条第 1 項の規定による調査に関する事務

京都府いじめ防止対策推進委員会規則（平成 26 年教育委員会規則第 5 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和 28 年京都府条例第 4 号）第 2 条の規定により、京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験を有する者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

京都府いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月決定(平成 30 年 4 月改定) 京都府）・抄

第 2 いじめの防止等のための京都府の対応

1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

(2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置

府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第 14 条第 3 項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会(以下「いじめ対策委員会」という。)」を設置する。

<いじめ対策委員会の役割>

- ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。
- イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第 24 条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- エ 府立学校における法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関し、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。
- カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

令和2年度京都府いじめ防止推進対策委員会

令和2年11月30日(月)14:30～16:30

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸問題に関する調査

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

文部科学省により実施された調査に基づき、京都府（国公立）の調査内容をまとめたものを報告します。

1 概要

項 目	全国（国公立）			京都府（国公立）			
	平成30年度	令和元年度	増 減	平成30年度	令和元年度	増 減	
暴力行為の 発生件数 【千人当たりの件数】	合計	72,940件 【5.5】	78,787件 【6.1】	5,847件	2,233件 【8.3】	2,193件 【8.3】	▲ 40件
	小学校	36,536件 【5.7】	43,614件 【6.8】	7,078件	980件 【7.6】	1,045件 【8.3】	65件
	中学校	29,320件 【8.9】	28,518件 【8.8】	▲ 802件	1,044件 【15.5】	963件 【14.4】	▲ 81件
	高等学校	7,084件 【2.1】	6,655件 【2.0】	▲ 429件	209件 【2.9】	185件 【2.6】	▲ 24件
	対教師暴力	9,134件 【0.7】	9,849件 【0.8】	715件	271件 【1.0】	266件 【1.0】	▲ 5件
	生徒間暴力	51,128件 【3.9】	55,720件 【4.3】	4,592件	1,450件 【5.4】	1,409件 【5.3】	▲ 41件
	対人暴力	1,336件 【0.1】	1,186件 【0.1】	▲ 150件	94件 【0.4】	91件 【0.3】	▲ 3件
	器物損壊	11,342件 【0.9】	12,032件 【0.9】	690件	418件 【1.6】	427件 【1.6】	9件
いじめの認知件数 【千人当たりの件数】	合計	543,933件 【40.9】	612,496件 【46.5】	68,563件	24,841件 【91.7】	22,429件 【83.9】	▲ 2,412件
	小学校	425,844件 【66.0】	484,545件 【75.8】	58,701件	20,885件 【162.7】	18,355件 【145.2】	▲ 2,530件
	中学校	97,704件 【29.8】	106,524件 【32.8】	8,820件	3,171件 【47.2】	3,322件 【49.6】	151件
	高等学校	17,709件 【5.2】	18,352件 【5.4】	643件	624件 【8.6】	531件 【7.5】	▲ 93件
	特別支援 学校	2,676件 【19.0】	3,075件 【21.7】	399件	161件 【58.0】	221件 【77.9】	60件
小中学校不登校 児童生徒数 【千人当たりの不登校 児童生徒数】	合計	164,528人 【16.9】	181,272人 【18.8】	16,744人	3,000人 【15.3】	3,400人 【17.6】	400人
	小学校	44,841人 【7.0】	53,350人 【8.3】	8,509人	722人 【5.6】	970人 【7.7】	248人
	中学校	119,687人 【36.5】	127,922人 【39.4】	8,235人	2,278人 【33.9】	2,430人 【36.3】	152人
高等学校不登校生徒数 【千人当たりの不登校生徒数】	52,723人 【16.3】	50,100人 【15.8】	▲ 2,623人	910人 【12.9】	771人 【11.2】	▲ 139人	
高等学校中途退学者数 《中退率》	48,594人 《1.4》	42,882人 《1.3》	▲ 5,712人	1028人 《1.4》	824人 《1.2》	▲ 204人	

※数値は国公立

2 京都府（国公私立）における状況について（調査結果のポイント）

（1）暴力行為の発生件数 ※＜p4・5＞別添資料 **1暴力行為** ①②参照

- ・発生件数は2,193件で、前年度に比べ40件の減少。
- ・校種別では、小学校で増加、他の校種は減少。
- ・形態別では、器物損壊は増加、他の形態は減少。
- ・千人当たりの発生件数は8.3件で、前年度と同数。

※全国第13位（発生件数の多い順）、前年度は全国第9位。

◎ 小学校における暴力行為が1,045件で、前年度より65件増加。

※平成27年度の統計から4年連続増加。

※暴力を含む問題行動の低年齢化や特定の児童が暴力行為を繰り返している状況がその背景にあると考えられる。

※暴力は許されない行為であるとして、軽微な事象も含めてきめ細かく把握し、組織的な指導・対応を進めている。

（2）いじめの認知件数 ※＜p6・7＞別添資料 **2いじめ** ①②参照

- ・認知件数は22,429件で、前年度に比べ2,412件の減少。
- ・校種別では、中学校・特別支援学校で増加、小学校・高等学校で減少。
- ・千人当たりの認知件数は83.9件で、前年度より7.8ポイント減少。

※全国第7位（千人当たりの認知件数の多い順）、前年度は全国第3位。

◎ 京都府の千人当たりの認知件数は、全ての校種において全国平均と比較して高い数値を示しているが、これは、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組を丁寧に進めている結果と捉えている。

◎ 小学校における認知件数が前年度に比べて減少（-2,530件）している。このことは、これまでいじめを積極的に認知し指導を進めてきた中で、いじめを許さない姿勢が学校全体に浸透してきた成果とも言えるが、認知件数が減少したことに安堵することなく、引き続き、丁寧な対応を継続する必要がある。

（3）小・中学校の不登校 ※＜p8・9＞別添資料 **3長期欠席（不登校等）** ①②参照

- ・不登校児童生徒数は3,400人で、前年度に比べ400人増加。
平成24年度以降増加に転じ、以後8年連続で増加。
- ・校種別では、小学校・中学校ともに増加。
- ・千人当たりの不登校児童生徒数は17.6人で、前年度より2.3ポイント増加。

◎ 不登校の要因や背景は多様・複雑であり、一旦不登校になるとその状況が長期化する傾向が見られ、教育における喫緊の課題であると捉えている。

◎ 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）の趣旨の浸透の側面も考えられ、養護教諭や専門家であるスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（SSW）等との連携のもと、個々の不登校児童生徒へのアセスメントや継続的な支援を行うとともに、教育支援センターなどの学校以外の場における教育の保障も推進している。

(4) 高等学校の不登校生徒数（全日・定時制の在籍者）

- ・不登校生徒数は771人で、前年度に比べ139人の減少。
- ・千人当たりの人数は11.2人で、前年度より1.7ポイント減少。

◎ 不登校生徒等への対応

各学校が、保護者と担任団、養護教諭、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（SSW）が協力・連携することで、不登校生徒に対する学習支援や教育相談を充実し、粘り強く対応を継続している。

◎ 不登校生徒数については、ここ数年緩やかな増減を繰り返している。

＜参考＞不登校生徒数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
不登校数(人)	1,139	1,001	860	909	1,003	866	910	771

(5) 高等学校の中途退学者数（全日・定時制の在籍者）

- ・中途退学者数は824人で、前年度に比べ204人減少。
- ・千人当たりの人数は1.2人で、前年度より0.2ポイント減少。

◎ 中途退学者等への対応

各学校が、生徒を安易に中途退学させるのではなく、生徒の将来を見据えた相談対応を保護者も交えて丁寧に実施している。

◎ 中途退学者数については、ここ数年緩やかな増減を繰り返している。

＜参考＞中途退学者数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
中退者数(人)	1,156	1,128	1,049	872	734	750	1,028	824

参 考

※「暴力行為」の定義

自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

※「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「不登校」の定義

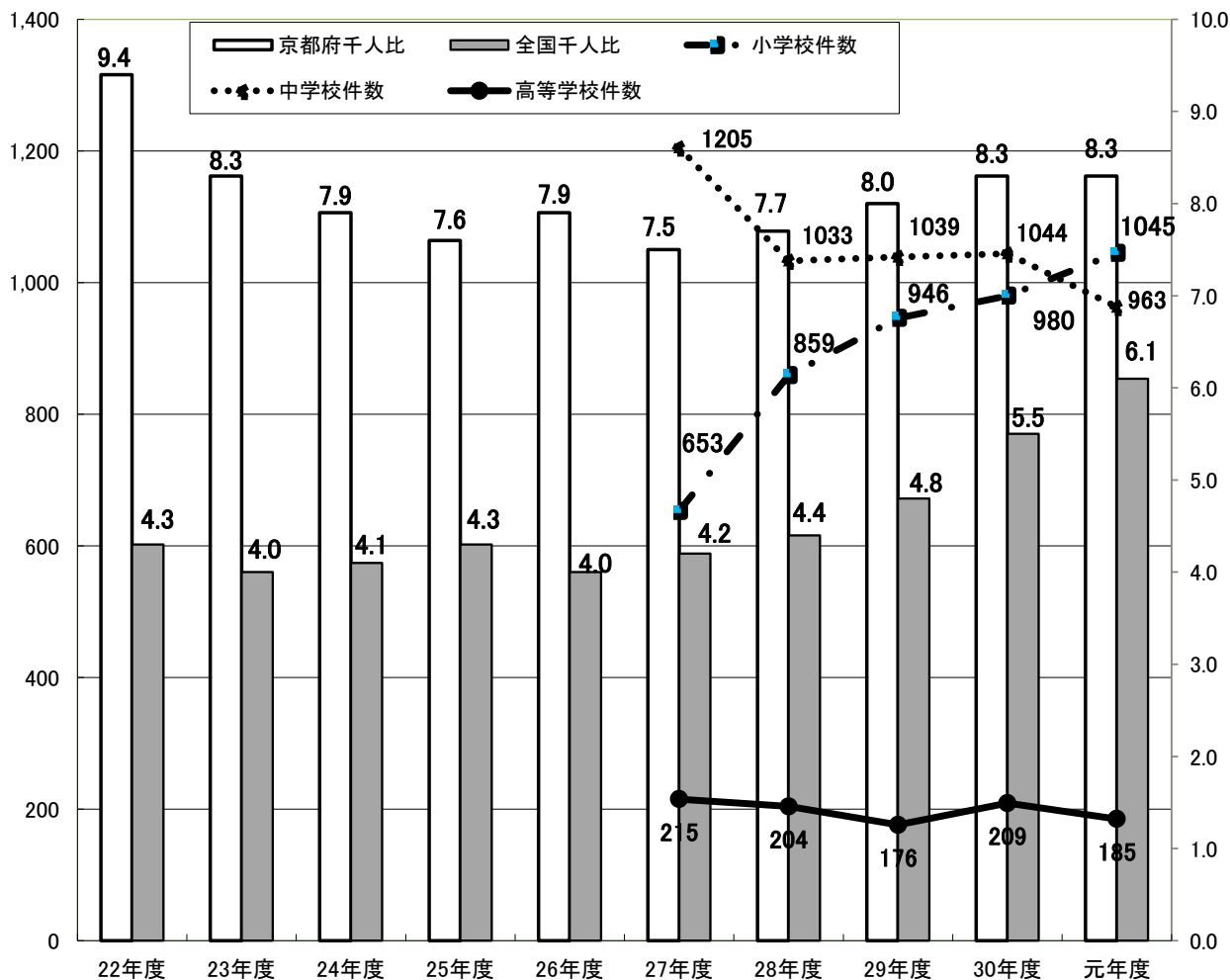
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で（ただし「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）、年度間に連続または断続して30日以上欠席したものの、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるもの。

1 暴力行為

説明2-2

① 京都府(国公私立)の暴力行為発生件数の推移
(件数)

(千人比)



暴力行為(件数)

京都府(国公私立)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	平成26年度以前は校種別に公表されていない。					653	859	946	980	1,045
中学校						1,205	1,033	1,039	1,044	963
高等学校						215	204	176	209	185
合計	2,641	2,331	2,198	2,135	2,191	2,073	2,096	2,161	2,233	2,193

暴力行為(件数)

全国・京都府(国公私立)

千人比	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
京都府	9.4	8.3	7.9	7.6	7.9	7.5	7.7	8.0	8.3	8.3
全国	4.3	4.0	4.1	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1

② 暴力行為の発生件数・千人比(全国・京都府:国公立)

説明2-3

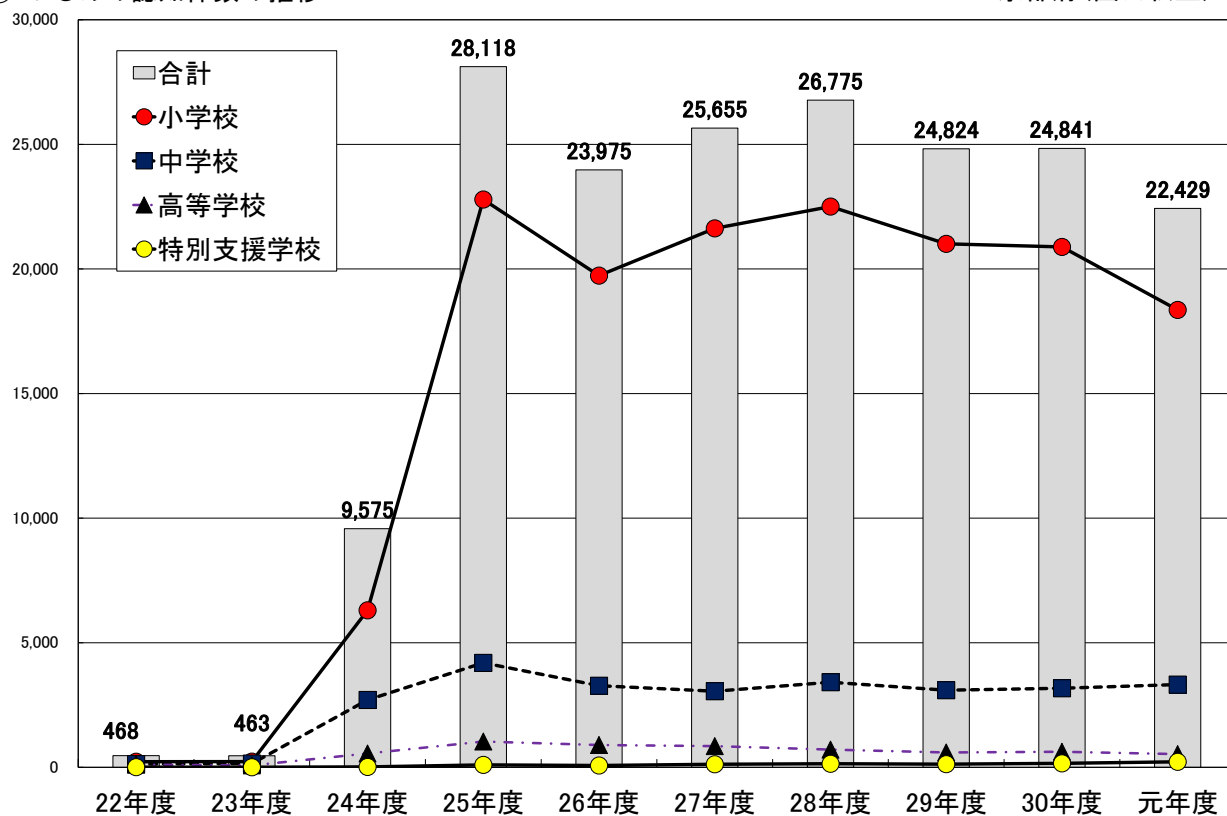
形態	校種	年度	発生件数(件)		1,000人当たりの発生件数(件)		発生件数の増減率(%)	
			京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国
対教師暴力	小学校	29年度	141	4,662	1.1	0.7	46.9%	28.6%
		30年度	110	5,408	0.9	0.8	▲22.0%	16.0%
		元年度	127	6,505	1.0	1.0	15.5%	20.3%
	中学校	29年度	149	3,455	2.2	1.1	19.2%	▲11.2%
		30年度	148	3,248	2.2	1.0	▲0.7%	▲6.0%
		元年度	123	2,921	1.8	0.9	▲16.9%	▲10.1%
	高等学校	29年度	17	510	0.2	0.1	6.3%	1.4%
		30年度	13	478	0.2	0.1	▲23.5%	▲6.3%
		元年度	16	423	0.2	0.1	23.1%	▲11.5%
	合計	29年度	307	8,627	1.1	0.6	29.5%	7.6%
		30年度	271	9,134	1.0	0.7	▲11.7%	5.9%
		元年度	266	9,849	1.0	0.8	▲1.8%	7.8%
生徒間暴力	小学校	29年度	626	19,846	4.8	3.1	3.5%	25.5%
		30年度	673	26,543	5.2	4.1	7.5%	33.7%
		元年度	704	32,120	5.6	5.0	4.6%	21.0%
	中学校	29年度	674	18,558	9.9	5.5	▲2.3%	▲4.0%
		30年度	664	19,989	9.9	6.1	▲1.5%	7.7%
		元年度	595	19,413	8.9	6.0	▲10.4%	▲2.9%
	高等学校	29年度	116	4,201	1.6	1.2	▲16.5%	▲3.4%
		30年度	113	4,596	1.6	1.3	▲2.6%	9.4%
		元年度	110	4,187	1.5	1.2	▲2.7%	▲8.9%
	合計	29年度	1,416	42,605	5.2	3.2	▲1.3%	7.9%
		30年度	1,450	51,128	5.4	3.9	2.4%	20.0%
		元年度	1,409	55,720	5.3	4.3	▲2.8%	9.0%
対人暴力	小学校	29年度	33	370	0.3	0.1	17.9%	13.8%
		30年度	38	473	0.3	0.1	15.2%	27.8%
		元年度	43	308	0.3	0.0	13.2%	▲34.9%
	中学校	29年度	49	710	0.7	0.2	▲12.5%	▲9.4%
		30年度	47	612	0.7	0.2	▲4.1%	▲13.8%
		元年度	33	601	0.5	0.2	▲29.8%	▲1.8%
	高等学校	29年度	3	226	0	0.1	▲76.9%	▲7.0%
		30年度	9	251	0.1	0.1	200.0%	11.1%
		元年度	15	277	0.2	0.1	66.7%	10.4%
	合計	29年度	85	1,306	0.3	0.1	▲12.4%	▲3.4%
		30年度	94	1,336	0.4	0.1	10.6%	2.3%
		元年度	91	1,186	0.3	0.1	▲3.2%	▲11.2%
器物損壊	小学校	29年度	146	3,437	1.1	0.5	12.3%	13.5%
		30年度	159	4,112	1.2	0.6	8.9%	19.6%
		元年度	171	4,681	1.4	0.7	7.5%	13.8%
	中学校	29年度	167	5,979	2.5	1.8	3.1%	▲2.8%
		30年度	185	5,471	2.8	1.7	10.8%	▲8.5%
		元年度	212	5,583	3.2	1.7	14.6%	2.0%
	高等学校	29年度	40	1,371	0.5	0.4	11.1%	0.9%
		30年度	74	1,759	1.0	0.5	85.0%	28.3%
		元年度	44	1,768	0.6	0.5	▲40.5%	0.5%
	合計	29年度	353	10,787	1.3	0.8	7.6%	1.9%
		30年度	418	11,342	1.6	0.9	18.4%	5.1%
		元年度	427	12,032	1.6	0.9	2.2%	6.1%
合計	小学校	29年度	946	28,315	7.3	4.4	10.1%	24.0%
		30年度	980	36,536	7.6	5.7	3.6%	29.0%
		元年度	1,045	43,614	8.3	6.8	6.6%	19.4%
	中学校	29年度	1,039	28,702	15.3	8.5	0.6%	▲4.8%
		30年度	1,044	29,320	15.5	8.9	0.5%	2.2%
		元年度	963	28,518	14.4	8.8	▲7.8%	▲2.7%
	高等学校	29年度	176	6,308	2.4	1.8	▲13.7%	▲2.3%
		30年度	209	7,084	2.9	2.1	18.8%	12.3%
		元年度	185	6,655	2.6	2.0	▲11.5%	▲6.1%
	合計	29年度	2,161	63,325	8.0	4.8	3.1%	6.5%
		30年度	2,233	72,940	8.3	5.5	3.3%	15.2%
		元年度	2,193	78,787	8.3	6.1	▲1.8%	8.0%

2 いじめ

説明2-4

① いじめの認知件数の推移

京都府(国公立)



【京都府: 国公立】いじめの認知件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	225	229	6,300	22,789	19,732	21,631	22,503	21,009	20,885	18,355
中学校	130	152	2,706	4,193	3,277	3,052	3,417	3,093	3,171	3,322
高等学校	106	77	554	1,036	894	851	710	595	624	531
特別支援学校	7	5	15	100	72	121	145	127	161	221
計	468	463	9,575	28,118	23,975	25,655	26,775	24,824	24,841	22,429
1000人当たりの認知件数	1.6	1.6	33.9	99.8	85.4	92.0	96.8	90.7	91.7	83.9

【全国: 国公立】いじめの認知件数

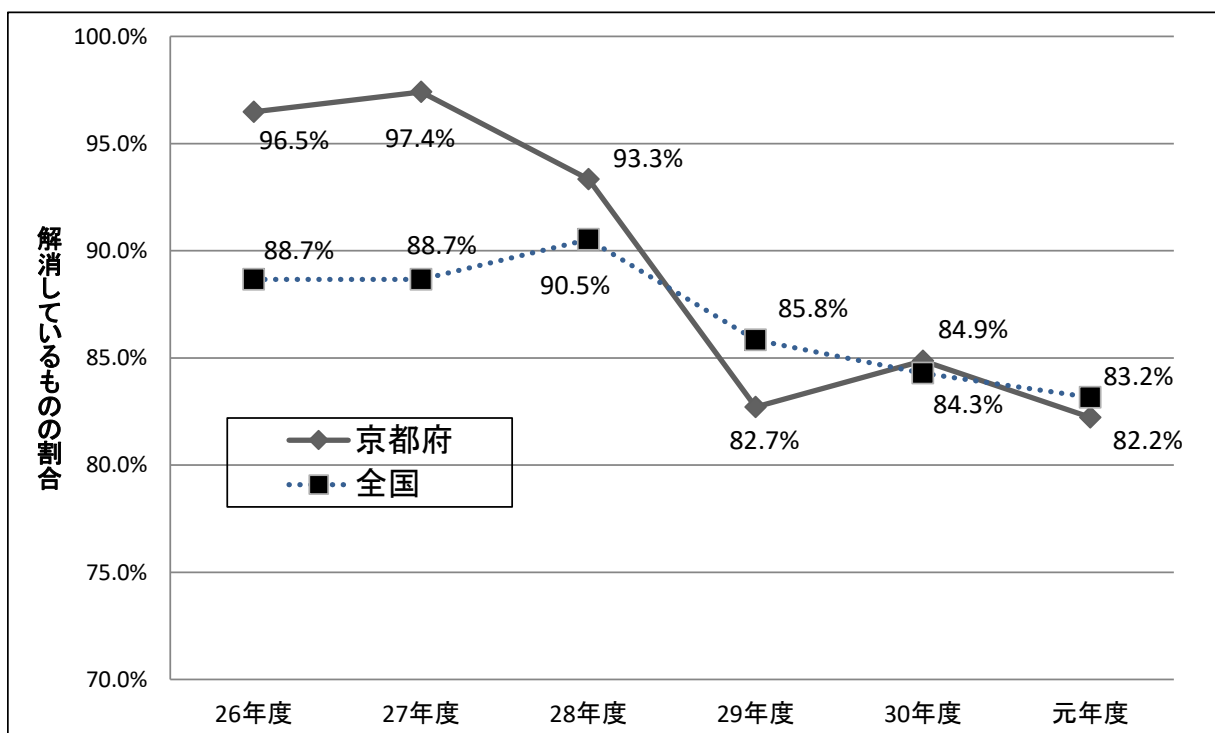
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545
中学校	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524
高等学校	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352
特別支援学校	380	338	817	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075
計	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496
1000人当たりの認知件数	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5

② いじめの現在の状況

：国・京都府(国公立)

説明2-5

区分		解消しているもの (日常的に観察継続中)		一定の解消が図られた が、継続支援中		解消に向けて取組み中		その他		計 件数(件)
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	
京都府	26年度	23,132	96.5%	681	2.8%	143	0.6%	19	0.1%	23,975
	27年度	24,990	97.4%	504	2.0%	150	0.6%	11	0.0%	25,655
	28年度	24,992	93.3%	解消の定義が改正され、 同項目が削除	1,767	6.6%	16	0.1%	26,775	
	29年度	20,533	82.7%		4,165	16.8%	126	0.5%	24,824	
	30年度	21,082	84.9%		3,695	14.9%	64	0.3%	24,841	
	元年度	18,443	82.2%		3,949	17.6%	37	0.2%	22,429	
全国	26年度	166,755	88.7%	17,166	9.1%	3,548	1.9%	603	0.3%	188,072
	27年度	199,615	88.7%	20,648	9.2%	4,165	1.9%	704	0.3%	225,132
	28年度	292,530	90.5%	解消の定義が改正され、 同項目が削除	29,527	9.1%	1,086	0.3%	323,143	
	29年度	355,698	85.8%		57,474	13.9%	1,206	0.3%	414,378	
	30年度	458,462	84.3%		83,548	15.4%	1,923	0.4%	543,933	
	元年度	509,364	83.2%		101,906	16.6%	1,226	0.2%	612,496	



3 長期欠席(不登校等)

説明2-6

① 小・中学校における理由別長期欠席者数(不登校等)

全国・京都府(国公私立)

区分	在籍児童生徒数	病気	経済的理由	不登校	不登校			その他	計		
					うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者				
小学校	京都府	126,431	276	0	970	433	85	31	599	1,845	
			15.0%	0.0%	52.6%	23.5%	4.6%	1.7%	32.5%	100.0%	
			0.2%	0.0%	0.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.5%	1.5%	
	全国	6,395,842	23,198	11	53,350	22,632	4,249	1,601	16,499	93,058	
				24.9%	0.0%	57.3%	24.3%	4.6%	1.7%	17.7%	100.0%
				0.4%	0.0%	0.8%	0.4%	0.1%	0.0%	0.3%	1.5%
中学校	京都府	66,972	540	0	2,430	1,468	281	80	428	3,398	
				15.9%	0.0%	71.5%	43.2%	8.3%	2.4%	12.6%	100.0%
				0.8%	0.0%	3.6%	2.2%	0.4%	0.1%	0.6%	5.1%
	全国	3,248,093	25,779	19	127,922	78,225	18,037	5,757	9,016	162,736	
				15.8%	0.0%	78.6%	48.1%	11.1%	3.5%	5.5%	100.0%
				0.8%	0.0%	3.9%	2.4%	0.6%	0.2%	0.3%	5.0%
合計	京都府	193,403	816	0	3,400	1,901	366	111	1,027	5,243	
				15.6%	0.0%	64.8%	36.3%	7.0%	2.1%	19.6%	100.0%
				0.4%	0.0%	1.8%	1.0%	0.2%	0.1%	0.5%	2.7%
	全国	9,643,935	48,977	30	181,272	100,857	22,286	7,358	25,515	255,794	
				19.1%	0.0%	70.9%	39.4%	8.7%	2.9%	10.0%	100.0%
				0.5%	0.0%	1.9%	1.0%	0.2%	0.1%	0.3%	2.7%

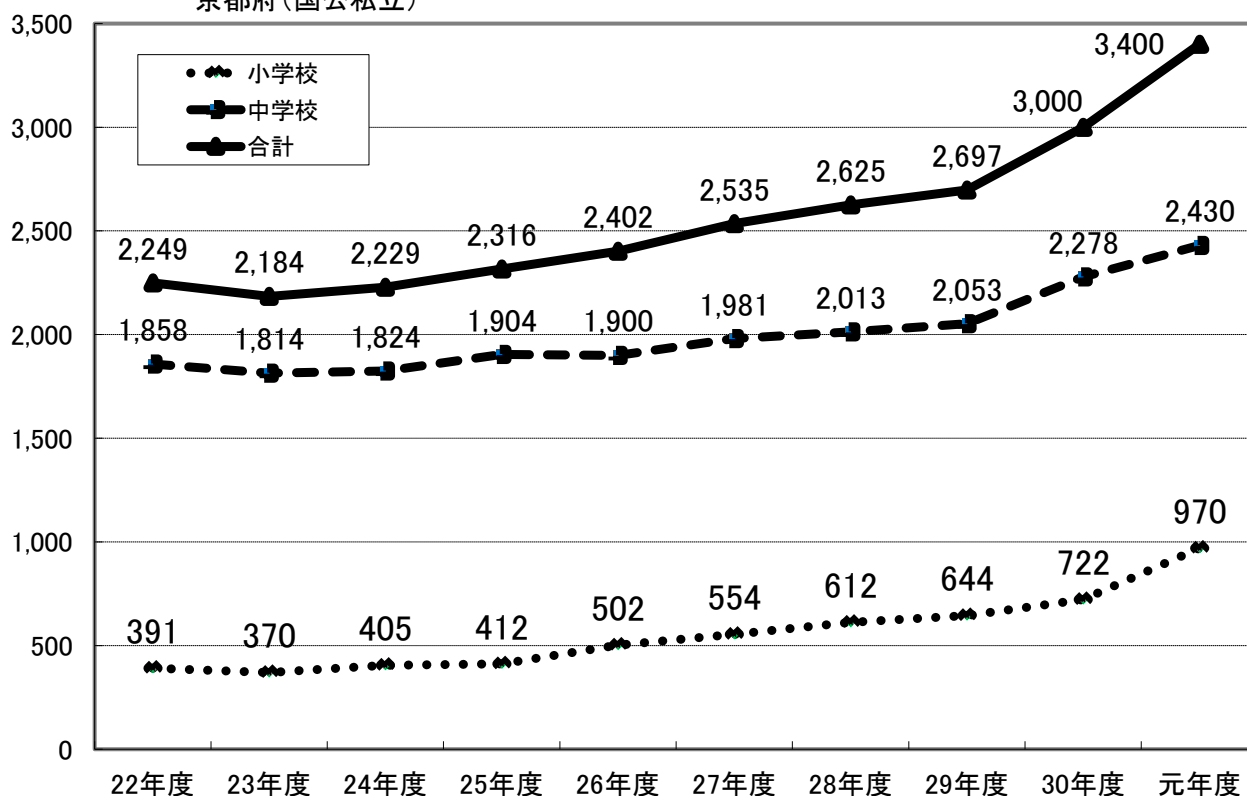
中段は、長期欠席者数における割合。下段は、在籍児童生徒数における割合。

② 不登校児童生徒数(30日以上欠席者)の推移

全国・京都府(国公立)

区分	京都府の数の推移						千人比の推移					
	小学校		中学校		不登校児童生徒数計(人)	増減率(%)	小学校		中学校		小・中合計	
	不登校児童数(人)	増減率(%)	不登校生徒数(人)	増減率(%)			京都府	全国	京都府	全国	京都府	全国
22年度	391	-	1,858	-	2,249	-	2.8	3.2	26.0	27.3	10.7	11.3
23年度	370	▲ 5.37	1,814	▲ 2.37	2,184	▲ 2.89	2.7	3.3	25.0	26.4	10.4	11.2
24年度	405	9.46	1,824	0.55	2,229	2.06	3.0	3.1	25.2	25.6	10.7	10.9
25年度	412	1.73	1,904	4.39	2,316	3.90	3.1	3.6	26.2	26.9	11.2	11.7
26年度	502	21.84	1,900	▲ 0.21	2,402	3.71	3.8	3.9	26.5	27.6	11.8	12.1
27年度	554	10.36	1,981	4.26	2,535	5.54	4.2	4.2	28.0	28.3	12.5	12.6
28年度	612	10.47	2,013	1.62	2,625	3.55	4.7	4.7	29.0	30.1	13.2	13.5
29年度	644	5.23	2,053	1.99	2,697	2.74	5.0	5.4	30.1	32.5	13.7	14.7
30年度	722	12.11	2,278	10.96	3,000	11.23	5.6	7.0	33.9	36.5	15.3	16.9
元年度	970	34.35	2,430	6.67	3,400	13.33	7.7	8.3	36.3	39.4	17.6	18.8

不登校児童生徒数の推移【京都府】
京都府(国公立)



令和 2 年度京都府いじめ調査について

- 1 京都府いじめ調査実施要項
- 2 いじめ調査の実施上の留意点
- 3 アンケート調査用紙【小・中・義務教育学校用】
- 4 いじめ調査の追跡調査について

令和2年度京都府いじめ調査実施要項

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあつては該当する学年）あるいは、その他の学年においても、児童生徒の特性または発達段階の状況に応じて、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 1回目の調査に係る追跡調査も実施すること。

2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。
- (4) いじめの認知、未解消の区分、重大事態、解消の判断については、担任等が単独で行うことなく学校いじめ対策組織等で行うこと。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態件数」に計上集計するものとする。
 - ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ・ 未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。

- A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・解消(D)：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。」

②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）。」

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたること。

- (2) 項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含めるものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についての未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

1回目、1回目追跡調査及び2回目については次の期日までに京都府教育委員会まで報告すること。なお、2回目以降のいじめ事象及びいじめの追跡については、文部科学省が実施する「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

○1回目の調査

令和2年9月4日（金）

○1回目の追跡調査及び2回目の調査

令和3年1月15日（金）

8 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れ、組織的に検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

「令和2年度京都府いじめ調査」実施上の留意点

☆本年度の「1回目の調査」に限る具体的な実施方法

1 「調査の目的」に関して

特に、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、長期の臨時休業期間を経ての学校再開となったことから、児童生徒を取り巻く環境も大きく変化をしており、より丁寧な対応に心がけること。

2 「調査対象」に関して（実施要項）…実施要項のとおり

3 「調査方法」に関して

全ての児童生徒を対象に「いじめアンケート」実施し、アンケートの内容を踏まえて「個別の聴き取り調査」を実施する。

※いじめ事象の早期発見・早期解決のために、丁寧な対応を行う。

4 「調査の実施」に関して…実施要項のとおり

5 「結果の集計」に関して

- (1) 調査により認知したいじめについて、その件数とその態様、重大事態の件数（内数）とその態様について計上集計する。＜集計票の1、2、3、7、8を記入する。＞

＜集計票の4、5、6については、集計不要とする。＞

※今回のいじめ認知件数の解消・未解消の状況は、1回目の追跡調査にて報告する。

（報告日：令和3年1月15日）

※追跡調査については、別紙「いじめ調査の追跡調査について」を参照のこと。

6 「未調査者の取扱い」に関して…実施要項のとおり

7 「結果の報告」に関して…実施要項のとおり

8 「結果の公表」に関して…実施要項のとおり

9 その他

- (1) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。※府立学校については、原則5年間保存とする。
- (2) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域社会が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。
- (3) いじめ調査後のアンケート等の資料については、本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように配慮すること。

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？

() ある () ない

※「ある」と答えた人は問2・3・4・5・6・7に、「ない」と答えた人は問6・7に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① () 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② () 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ () 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ () ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ () 金品をたかられる。
- ⑥ () 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ () 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ () パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他 ()

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 それは、いつ頃ですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。①を選んだ人は月を記入してください。

① () 月頃 ②覚えていない

問4 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問5 今でもいやな思いをしていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①今はいやな思いはない ②今も時々いやな思いになる ③今もいやな思いをしている

問6 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問7 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

令和2年度いじめ調査の追跡調査について

1 追跡調査の目的

平成29年3月14日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び、平成30年4月に改定した「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめが「解消している」状態を勘案した調査にするため、追跡調査を実施するものである。

2 追跡調査対象

令和2年度いじめ調査において、いじめを「認知」した府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

3 追跡調査の方法時期等

- (1) 学校は、追跡調査対象の全ての児童生徒に個別の聴き取り調査を実施する。
- (2) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。
- (3) 別添「令和2年度いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 追跡調査の実施

- (1) 1回目及び2回目いじめ調査後、各市町（組合）教育委員会又は各学校の実態等により、適切な時期に実施すること。
- (2) 1回目及び2回目いじめ調査後、いじめ調査で認知したいじめの状況を追跡し、「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめの「解消している」状態に基づいて把握する。

5 結果の集計

- (1) 追跡調査時点の状況を未解消、解消に分けて集計する。なお、未解消のうち、重大事態については、内数で「重大事態の件数」に計上集計する。
 - ・ 認知：平成2年度いじめ調査でいじめと認知したもの。
なお、当該児童生徒が転出した場合、追跡調査「別紙様式」の当該児童生徒の転出件数の欄に件数を記載する。
 - ・ 未 解 消：次のA・B・Cの3区分で集計する。
 - A（要指導）：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B（要支援）：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C（見守り）：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。
(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。)
 - ・ 解 消：「京都府いじめ防止基本方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。

いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）。

・ 重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。

6 結果の報告

5に基づいて実施した追跡調査の集計結果については、市町（組合）教育委員会が定める期日までに報告すること。なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、確実に状況把握し、文部科学省が実施する「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。次の期日までに京都府教育委員会に報告することとする。

1 回目の追跡調査 令和3年1月15日(金)

2 回目の追跡調査及び年間調査 ※報告

※「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文科省）

令和2年度京都府いじめ調査(1回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(1回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

令和2年10月30日

記

1 京都府いじめ調査の実施について(概要)

※別紙1のとおり

2 令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について (小・中・義務教育学校、府立学校)

※別紙2のとおり

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目及び2回目の調査を3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等により、学校の実態に応じて、追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

※ 令和2年度1回目の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の課業期間が例年と異なり、また地域によっても異なることから、いじめの解消・未解消については、一定期間をおいた上での報告とする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				家庭訪問による 調査(内数)	前回から連続して 未調査者数
小学校	200	58,913	58,664	53	249
中学校	97	29,749	29,545	293	204
合計	297	88,662	88,209	346	453

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	173	19	82	10
無記名式	7	1	4	1
合計	180	20	86	11

2 認知件数

(単位:件)

	小学校			中学校		
	認知	重大事態		認知	重大事態	
		要支援	要指導		要支援	要指導
府立				9	0	0
向日市	428	0	0	39	0	0
長岡京市	693	0	0	43	0	0
大山崎町	68	0	0	3	0	0
宇治市	913	0	0	88	0	0
城陽市	639	0	0	45	0	0
八幡市	412	0	0	41	0	0
京田辺市	504	0	0	34	0	0
木津川市	882	0	0	70	0	0
久御山町	158	0	0	12	0	0
井手町	40	0	0	2	0	0
宇治田原町	15	0	0	3	0	0
精華町	295	0	0	16	0	0
相楽東部連合	33	0	0	0	0	0
亀岡市	433	0	0	58	0	0
南丹市	47	0	0	11	0	0
京丹波町	50	0	0	5	0	0
綾部市	327	0	0	15	0	0
福知山市	659	0	0	58	0	0
舞鶴市	732	0	0	93	0	0
宮津市	155	0	0	45	0	0
京丹後市	358	0	0	34	0	0
伊根町	9	0	0	0	0	0
与謝野町	62	0	0	13	0	0
中学校組合				5	0	0
合計	7,912	0	0	742	0	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,097	1,413	2,081	908	239	404	837	163	742	10,884
中学校	430	82	135	49	10	35	37	71	95	944

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	14	49
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	61	47
フリースクール等の学校以外の施設に通所	159	100
病気・入院等により調査ができない。	5	4
その他	10	4
合計	249	204

令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から
					連続して未調査の数(内数)
高校	30,706	30,653	42	53	6
特別支援	1,682	1,673	3	9	1
合計	32,388	32,326	45	62	7

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	50	0	11	0
無記名式	0	0	0	0
合計	50	0	11	0

2 認知件数

(単位:件)

	認知	重大事態		
		見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	147	0	0	0
高校(定時制)	20	0	0	0
高校(通信制)	1	0	0	0
高校合計	168	0	0	0
特別支援学校	68	0	0	0

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	84	17	13	2	3	6	9	28	11	173
高校(定時制)	15	1	1	0	0	0	0	3	1	21
高校(通信制)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高校合計	100	18	14	2	3	6	9	31	12	195
特別支援学校	35	10	21	9	1	1	7	7	5	96

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	16	3	—	3
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	3	1	—	3
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	6	1	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	9	7	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	0	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	2	—	0
病気・入院等により調査ができない。	2	0	—	2
その他	0	0	—	1
合計	39	14	※	9

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

京都府いじめ調査の結果（令和元年度・2年度1回目）について

1 対象児童生徒数

学校種	令和2年度							令和元年度										
	1回目調査							2回目調査										
	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 <small>前年から連 続して未調査 の数(内数)</small>	家庭訪問に よる調査者 数(内数)	未調査者数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 <small>前年から連 続して未調査 の数(内数)</small>	家庭訪問に よる調査者 数(内数)	未調査者数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 <small>前年から連 続して未調査 の数(内数)</small>		
小学校	200	58,913	58,664	53	249	157	205	59,954	59,667	54	287	217	205	59,915	59,649	31	266	156
中学校	97	29,749	29,545	293	204	77	97	29,668	29,420	258	248	159	97	29,675	29,453	219	222	88
高等学校	50	30,706	30,653	42	53	6	47	31,745	31,663	31	82	13	47	32,069	31,965	28	104	5
特別支援学校	11	1,682	1,673	3	9	1	11	1,628	1,621	12	7	1	11	1,624	1,614	11	10	1
計	358	121,050	120,535	391	515	241	360	122,995	122,371	355	624	390	360	123,283	122,681	289	602	250

2 認知・解消件数

学校種	令和2年度											令和元年度													
	1回目調査											2回目調査													
	認知	解消	未解消			重大事態			認知	解消	未解消			重大事態			認知	解消	未解消			重大事態			
見守り			要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り			要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り			要支援	要指導					
小学校	7,912						0	0	0	9,735	323	6,892	1,121	1,399	0	0	0	11,086	194	8,336	1,176	1,380	0	1	0
中学校	742						0	0	938	70	602	162	104	0	0	0	1,170	9	793	214	154	0	0	1	0
高等学校	168						0	0	260	24	140	50	46	0	0	0	301	25	160	63	53	0	0	0	0
特別支援学校	68						0	0	85	8	45	14	18	0	0	0	133	21	54	18	40	1	0	0	0
計	8,890						0	0	11,018	425	7,679	1,347	1,567	0	0	0	12,690	249	9,343	1,471	1,627	1	1	1	1

※ 令和2年度1回目の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の授業期間が例年と異なるため、解消・未解消については一定期間をおいた上での報告とする。

京都府いじめ防止基本方針

平成26年4月
(平成30年4月改定)
京 都 府

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に対する基本的な方向	1
1 いじめとは	
2 いじめの防止等のための基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための京都府の対応	3
1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置	
(1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置	
(2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置	
(3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置	
2 いじめの防止等のために京都府が実施する施策	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等	
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(1) いじめ対策組織の周知徹底	
(2) いじめ対策組織における情報共有の徹底	
(3) いじめ対策組織の構成等	
(4) いじめ対策組織における取組の検証	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) いじめの解消	

- (6) いじめ解消後の継続的な指導
- (7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(インターネット上のいじめ)への対応
- (8) 地域との連携

第4 重大事態への対処13

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態発生の報告及び調査
- 3 調査を実施する組織
 - (1) 学校が調査主体となる場合
 - (2) 学校の設置者が調査主体となる場合
- 4 調査の結果を踏まえた措置
- 5 再調査及びその結果を踏まえた措置
 - (1) 再調査
 - (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置
 - (4) 議会への報告

第5 その他の重要事項15

京都府いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

京都府においては、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、京都府いじめ防止基本方針（以下「京都府の基本方針」という。）を策定する。

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・ 一人ぼっちになりたくない。
- ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・ 親に余計な心配をかけたくない。
- ・ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・ 自分が悪いのではないか。
- ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を維持することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための京都府の対応

1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置

(1) 「京都府いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、学識経験者、公立・私立の学校、市町村、市町村教育委員会、PTA、地方法務局、児童相談所、府警察、府及び府教育委員会関係課その他の関係者とする。

(2) 「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置

府教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

<いじめ対策委員会の役割>

ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づきいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。

イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。

ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。

エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応

についての提言を行う。

オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関し、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。

カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行う。

いじめ対策委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を構成員とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 「京都府いじめ調査委員会」の設置

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に定める附属機関として「京都府いじめ調査委員会(以下「再調査委員会」という。)」を設置する。

再調査委員会は、府立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を実施し、その対応についての提言を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者等とし、公平性・中立性を確保するよう努める。

2 いじめの防止等のために京都府が実施する施策

いじめの防止等のために、京都府として以下の施策を実施する。

なお、国立学校、京都市立学校及び私立学校については、京都府が行う施策が全て対象となるものではないが、学校におけるいじめの防止等の取組を支援するため、適切な情報提供等に努める。

(1) いじめの防止

○ 教育活動を通じた豊かな心の育成

幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

また、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育て

るため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

○ **いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携**

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。

○ **いじめの防止等のための教職員の資質能力向上**

全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

○ **いじめに関する調査研究等の実施**

学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。

また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。

○ **いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発**

保護者をはじめ府民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。

(2) **いじめの早期発見**

○ **教育相談体制の活用の推進**

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。

○ **定期的な実態把握**

児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

○ **地域や家庭との連携促進**

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会や地域学校協働本部、放課後子ども教室等学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 多様な人材の協力等による問題解決に向けた支援

解決困難な問題への対応を支援するため、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士や教員・警察官経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。

また、学校及び市町（組合）教育委員会の要請を受けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」を派遣し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的立場での解決に向けた調整を実施する。

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(インターネット上のいじめ)への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

また、不適切なサイトや書き込みを発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

市町村、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。

また、各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や京都府等の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を、さらに私立学校はその建学の精神を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながる。

<学校基本方針の内容の例>

ア いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外における被害児童生徒の教育環境・教育機会の確保、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組を盛り込む。

エ アからウの策定事項が、同時に法第22条に規定する組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。

オ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

カ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを盛り込む。

さらに、学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有

無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方や関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、策定・見直し後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定・見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切である。

さらに、策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

<いじめ対策組織の役割>

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

(1) いじめ対策組織の周知徹底

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも必要である。

(2) いじめ対策組織における情報共有の徹底

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

(3) いじめ対策組織の構成等

いじめ対策組織は、当該学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等の複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、可能な限り、弁護士、医師、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが必要である。

(4) いじめ対策組織における取組の検証

いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、学校の設置者(公立学校の場合は教育委員会、私立学校の場合は学校法人。以下同じ。)とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを

踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

<いじめの発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

<相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、第1の1<いじめられている子どもの心理例>で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を

行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 地域との連携

学校評議員や地域学校協働本部等が設置されている場合には、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、府立学校は府教育委員会を通じて知事に、その他の公立学校は当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に、私立学校は知事に、速やかに報告する。

この場合、学校の設置者又はその設置する学校は、その重大事態に対処し、及び当該重

大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。

3 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者は、速やかに、その下に組織を設置して調査を行う。

この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、府立学校については、いじめ対策委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、公立学校については当該地方公共団体の長（府立学校については知事）に、私立学校については知事に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、公立学校で発生した重大事態について当該教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について学校法人は、調査組織からの調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

公立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた地方公共団体の長（府立学校については知事）は、法第30条第2項の規定により、また、私立学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、法第31条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要が

あると認める場合は、調査結果について再調査を行うことができる。

府立学校又は私立学校における重大事態について再調査をする場合は、再調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

公立学校で発生した重大事態について当該地方公共団体の長及び教育委員会は、また、私立学校で発生した重大事態について知事は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告

知事は、府立学校における再調査の結果について、京都府議会に報告する。

また、その他の公立学校における再調査の結果について、当該地方公共団体の長は、議会に報告する。

第5 その他の重要事項

京都府は、国の動向等も勘案しながら、府の施策や学校の施策、重大事態への対処等、京都府の基本方針が適切に機能しているかどうかを必要に応じて検討し、必要があると認められるときは、京都府の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。